



広 報

あんど

平成19年
2007

4

No.413

Heart Full Information



春をよぶつどい

～こんなに大きくなりました～

予算と島田町長の施策方針（要旨）



現在国においては国庫補助負担金、地方交付税等の削減や税源配分を見直そうとする「三位一体の改革」が推進され、これにともない本町をとりまく環境は大きな転換期に直面しています。

また、歳入の減に加え「地方にできることは地方で」といった地方分権が強力に推し進められ、さらに住民ニーズはますます多様化し、町行政の運営は非常に厳しいものとなっております。こうした状況のなか、「今、本町に何が必要か」を的確に把握し、行政運営を進めてまいります。

【本町の歳入】

町税収入におきましては、本年

度よりの本格的税源移譲により町民税が対前年度比11.3%の増となり7億8,702万8千円で8,012万9千円の増収となったものの、地方譲与税のうち所得譲与税が廃止され7,770万9千円の減収となり税源移譲分と相殺するとわずかな増収となっております。また、地方交付税につきましては11億3,400万円で前年度よりは微増となっておりますが、歳入全体での増収は見込めない状況であり、財源の確保についてはまことに厳しい状況であります。

【本町の歳出】

昨年度より開始された障害者自立支援法に基づき自立支援給付事業をおこなってまいりましたが、より充実した事業をおこなうため地域生活支援事業を新たに実施します。また少子高齢化や次世代育成支援等に対応した保健福祉施策の推進や、道徳教育推進事業など学校教育の充実、また、道路・公園・下水道・環境などの社会基盤整備の推進、さらに電子自治体の

構築等の財政需要を見込んでおります。

公債費につきましては、6億2,132万5千円となり昨年度より6%減少したものの新年度当初予算の22.6%を占めており実に厳しい財政環境のもとでの予算編成となりました。このため、財政健全化計画に基づき、すべての事業について徹底した見直しを行い事業の廃止、縮小も視野に入れた厳しい選別、節減、合理化に努めたところであります。

大幅な財源不足に対し国の措置を踏まえた臨時財政対策債を1億5,000万円計上するとともに財政調整基金の取り崩しをおこなうことにより収支の均衡を図り予算額の確保をいたしました。

その結果、本年度の一般会計予算の規模は27億4,500万円となり、前年度予算に対し11.9%の減となり、6年連続のマイナス予算となりました。

また、一般会計、特別会計を合計いたしますと51億6,273万円となり前年度当初予算より3%の減となっております。

以下、主要施策別にご説明いたします。

平成19年度 主な施策

・変化する時代への対応

国においては地域情報化推進事業として「IT新改革戦略」を掲げ、行政事務の効率化等行政サービスの向上を図る事に加え、2010年までに次世代情報社会の実現に向けた施策を推進することとされています。県下におきましても県及び市町村を情報通信基盤で結ぶ大和路情報ハイウェイが構築されており、現在このネットワークを活用し、施設利用予約が可能となっております。また将来的には、各種申請・届出・講座申込等ができるようにいたします。

次に各種事務に係るシステムであります。住民情報システム、健康管理システム、介護保険システム、財務会計システム等がより効率的な事務処理がおこなえるよう必要な経費を計上いたしました。

・保健・福祉・医療施策の充実

社会福祉につきましては、昨年4月に施行された障害者自立支援

法に基づき実施しています。自立支援給付や地域生活支援事業のより一層の充実を図り、新法の円滑な運営と定着を図るため利用者負担の更なる軽減、さらに新法に移行する為の緊急的な経過措置事業を充実し、障害者が地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

また、平成20年4月から新たな医療制度として「後期高齢者医療制度」が施行される為、これに係る所要額を計上いたしました。

老人福祉につきましては、第3期安堵町老人福祉事業計画及び介護保険事業計画に基づき地域包括支援センターを中核に介護サービスや介護予防、総合相談事業等の地域支援事業の充実を図ってまいり所存であります。

次に、児童福祉であります。児童手当の支給において0歳児から3歳児未満の児童手当の給付について乳幼児加算として第1子、第2子の給付額を4月1日より増額し支給することいたしました。また、8月分より、乳幼児医療費の助成を就学前までに拡大します。急速に進行する少子化の次世代育成の支援行動を実施し、こどもが

健やかに生まれ育つまちづくりを目指してまいります。

● 教育の充実

かねてより「まちづくりは人づくり」との信念のもとに教育施策の充実を図ってまいりました。

近年、児童生徒の学力の低下が問題視されておりますが、本町におきましては、学力の実態について客観的に把握し、分析・評価をおこない指導方法の工夫改善に役立てるため児童生徒の総合学力調査をおこなうため所要額を計上いたしております。

また、児童生徒の安全につきましては、従前より引き続き来訪者のチェックの厳格化や不審者に対する迅速・的確な対応をおこなう、児童生徒の安全確保について出来得る限りの取り組みをおこなってまいります。

次に児童生徒の自立支援事業であります。が、「いじめ」「不登校」「問題行動」等生徒指導上の課題として大きな社会問題となっております。本町におきましては、専門的知識を有し経験豊富なスクールカウンセラー、学校支援スタッフ

を配置し、その解決や未然防止を図ってまいります。

人権問題につきましては、住民全体の人権意識を高め本町に普遍的文化としての人権をはぐくむことを目的にヒューライツフォーラム等の事業を今後も展開してまいります。

● 生活環境基盤の整備

下水道事業につきましては、精力的に事業を進めており整備済み地区より随時供用が開始されております。今後も公共下水道事業につきましては、その普及促進に鋭意努めてまいります。

また、道路整備につきましては、改修や維持補修に要する経費を計上いたしております。

● 防災対策・環境対策・人権 同和対策

近い将来において発生が予想される東南海・南海地震等の大規模災害に備えるため、安堵町地域防災計画に沿って防災用品を備蓄するための経費、また、災害時における迅速な避難の確保を図るため、避難場所及び浸水区域等必要な事

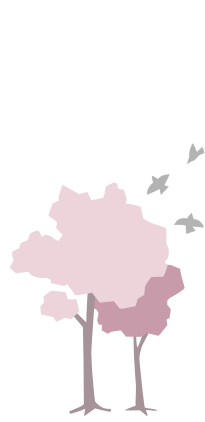
項を記載した「ハザードマップ」を作成する経費を計上いたしております。

環境対策といたしましては、平成19年2月以降のし尿の海洋投棄が禁止されたこととともない、陸上施設での処理に要する経費を計上いたしております。

また環境美化センターにおけるダイオキシン対策及びセンターの維持に万全を期するための所要額を計上いたしました。

次に公営住宅、改良住宅の維持管理や地域改善対策について必要な整備に係る所要の経費を計上いたしました。

厳しい財政状況かつ変化の激しい社会にあつて、今後とも町民皆様が安心して暮らせるよう創意工夫してまいります。ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。



平成19年度 町の予算 をお知らせします

平成19年度の安堵町の予算の概要をお知らせします。

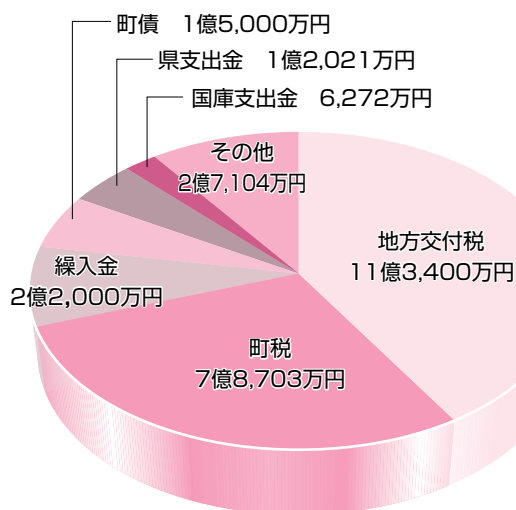
一般会計は、普通建設事業費、維持補修費が大幅に削減となり、他の歳出科目についても事業の見直しなどを行い削減となっております。特別会計には、国民健康保険及び老人保健の医療費などの経費、住宅新築資金等貸付事業の借入金の元利償還経費、公共下水道の整備経費、介護保険給付費などの経費を計上しています。また、企業会計で運営されている水道事業会計には、安定して上水を供給できるよう所要額を計上しています。

町民の皆さんひとりひとりがより快適に、より安心して生活できるように一般会計に27億4,500万円、特別会計に24億1,773万円、企業会計に2億7,110万円を計上し、住みよいまちづくりを目指します。

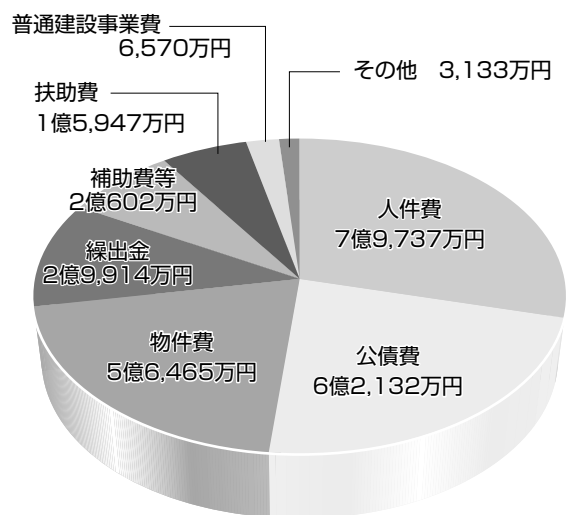
安堵町のすべての予算

	平成19年度 予算額	平成18年度 予算額	増減額	増減率 (%)	
一般会計	27億4,500万円	31億1,500万円	△3億7,000万円	△11.9	
特別 会計	国民健康保険	7億9,000万円	7億2,000万円	7,000万円	9.7
	老人保健	7億6,100万円	6億7,500万円	8,600万円	12.7
	住宅新築資金等貸付事業	393万円	418万円	△25万円	△6.0
	下水道事業	4億2,540万円	3億9,600万円	2,940万円	7.4
	介護保険	4億3,740万円	4億1,480万円	2,260万円	5.4
	小計	24億1,773万円	22億998万円	2億0,775万円	9.4
水道事業会計	2億7,110万円	2億5,140万円	1,970万円	7.8	
合計	54億3,383万円	55億7,638万円	△1億4,255万円	△2.6	

一般会計の内訳



歳入
27億4,500万円



歳出
27億4,500万円

● お知らせ ●

元安堵村議会議員
故谷川 清氏に
旭日暉光章



平成19年2月1日に亡くなられました元安堵村議会議員谷川清氏に対して、このほど旭日暉光章が授与されました。

氏は、昭和34年4月に安堵村議会議員に当選されて以来16年の間、議会議員として地方自治の振興発展のために尽くされました。



西和警察署・西和地区
防犯協議会より感謝状

かしの木台自治会
新法隆寺・興人団地自治会
法隆寺柿の里団地自治会
若草の里安全パトロール

「犯罪ゼロ・チャレンジ一〇〇日作戦」を積極的に推進され自主防犯意識の高揚に努められましたので、感謝状が送られました。



福祉医療助成制度のお知らせ

制度名	対象者	助成の範囲
老人医療	昭和12年4月2日～昭和15年7月31日の間に生まれた方で、世帯及び扶養者の住民税所得割が課せられていない方	医療保険の自己負担額から一割負担を除いた額を助成
心身障害者医療	1歳から65歳未満の方で、身体障害者手帳1級・2級または療育手帳Aの方	医療保険の自己負担額から ○通院については、1医療機関につき月500円 ○入院については、1医療機関につき月1,000円（2週間未満の入院の場合は月500円） を除いた額を助成
母子医療	配偶者のない女性で18歳未満の児童を養育している方とその児童	
乳幼児医療	0歳以上3歳未満の乳幼児	
重度心身障害老人等医療	老人保健受給の方で、身体障害者手帳1級・2級または療育手帳Aの方	
乳幼児医療（入院のみ）	3歳以上小学校就学の幼児の入院（満3歳の誕生日の翌月から小学校就学前3月31日まで）	

☆本人所得・扶養者（健康保険の被保険者含む）所得に制限があります。

転入等で申請がまだの方はお問い合わせください。現在対象者で更新が必要な方は、6・7月にお知らせします。

問い合わせ 住民課 ②番の窓口 ☎57-1511 内線223

各種施設使用料が変わります。

設置当初から使用料の見直しをおこなっていない施設もあり、また安堵中央公園内体育施設の整備が完了したことに伴い、このたび、施設使用料の新たな設定及び見直しをおこないました。各種施設の使用料は次のようになりますので、ご了承くださいませようお願いします。

トーク安堵カルチャーセンター

7月1日から、施設の使用料は次のように変わります。

時間の区分 施設	午前 9—12時	午後 13—17時	夜間 18—21時	午前～午後 9—17時	午後～夜間 13—21時	全日 9—21時
多目的ホール	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	35,000円	45,000円
展示ホール	展示期間は原則として1週間以内、1日1,500円					
和室	1,500円	1,800円	2,000円	3,300円	3,800円	5,300円
作法室	1,500円	1,800円	2,000円	3,300円	3,800円	5,300円
創作室	2,500円	3,000円	3,500円	5,500円	6,500円	9,000円
茶室	2,500円	3,000円	3,500円	5,500円	6,500円	9,000円
調理実習室	4,500円	5,000円	5,500円	9,500円	10,500円	15,000円
研修室1	800円	1,500円	2,000円	2,300円	3,500円	4,300円
研修室2	800円	1,500円	2,000円	2,300円	3,500円	4,300円
会議室1	1,500円	1,800円	2,200円	3,300円	4,000円	5,500円
会議室2	1,500円	1,800円	2,200円	3,300円	4,000円	5,500円

(注) 町民以外の使用や営利目的の使用の場合は使用料が変わりますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ トーク安堵カルチャーセンター ☎57-2281



総合センターひびき



トーク安堵カルチャーセンター

総合センターひびき

7月1日から、施設の使用料は次のように変わります。

時間の区分 施設	午前 9—12時	午後 13—17時	夜間 18—21時	午前～午後 9—17時	午後～夜間 13—21時	全日 9—21時
会議室	1,500円	2,000円	2,300円	3,500円	4,300円	5,800円
研修室	1,500円	2,000円	2,300円	3,500円	4,300円	5,800円
調理実習室	4,500円	5,000円	5,500円	9,500円	10,500円	15,000円
パソコン教室	2,500円	3,000円	3,500円	5,500円	6,500円	9,000円
体育室兼大集会室	2,500円	3,000円	3,500円	5,500円	6,500円	9,000円
和室（北側）	1,500円	2,000円	2,300円	3,500円	4,300円	5,800円
和室（南側）	1,500円	2,000円	2,300円	3,500円	4,300円	5,800円
学習室 A	1,300円	1,700円	2,000円	3,000円	3,700円	5,000円
学習室 B	700円	900円	1,000円	1,600円	1,900円	2,600円
学習室 C	700円	900円	1,000円	1,600円	1,900円	2,600円
学習室 D	1,300円	1,700円	2,000円	3,000円	3,700円	5,000円
児童集会室A	700円	900円	1,000円	1,600円	1,900円	2,600円
児童集会室B	700円	900円	1,000円	1,600円	1,900円	2,600円

(注) 町民以外の使用や営利目的の使用の場合は使用料が変わりますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 総合センターひびき ☎57-7004

安堵町歴史民俗資料館

町の歴史や伝統、民俗資料等を展示・伝承する場として平成5年（1993年）10月に開館し、安堵町の昔の姿をお伝えしています。

また、年間を通して灯りに親しむ体験会・昔の暮らし体験会、古文書解読講座（郷土の地方文書を使用）、恒例行事（初釜茶会）などを実施しています。

4月1日から観覧料の内、団体観覧料（大人・学生）、及び団体となる人数を次のとおり改正します。

4月1日から、歴史民俗資料館の観覧料は次のように変わります。

区 分	観覧料（1人1回につき）	
	個人	団体（30人以上）
大人	200円	150円
高校生 大学生など	100円	80円
小学生 中学生	50円	30円

問い合わせ 安堵町歴史民俗資料館 ☎57-5090



歴史民俗資料館

体育施設のお知らせ

整備を進めておりました安堵中央公園がもうすぐ完成します。公園内における体育施設は、ライフスタイルにあったスポーツを楽しめる場所として安堵中央公園体育館を中心に1か所にまとまります。また、安堵健民運動場は、安堵中央公園多目的広場と改名し、ナイター（照明）設備を備え、新しい施設として、住民のみならず方に多目的にご利用いただけるようになります。

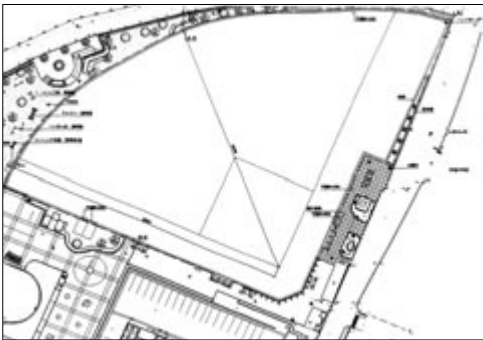
4月1日から、各施設の名称が変わります。7月1日より、ご使用時間及び休館日・休場日が変わります。新しい施設の使用料の新設、既設施設の使用料の改正を次のとおり実施します。

問い合わせ・申請手続き 安堵中央公園体育館
☎0743-58-4011



安堵中央公園多目的広場近況

安堵中央公園多目的広場イメージ図



安堵中央公園多目的広場は、丸円の4分の1の扇形をした広場です。ホームベースから半径約90メートルの広さがあります。

4月1日から、施設の名称は次のように変わります。

変更前	変更後
安堵中央公園体育館	安堵中央公園体育館(変更なし)
安堵健民運動場	安堵中央公園多目的広場
安堵町民第2テニスコート	安堵中央公園テニスコート
安堵町民第1テニスコート	安堵町民テニスコート
安堵町ゲートボール場	安堵中央公園ゲートボール場

7月1日から、施設の使用時間及び休館日・休場日は、次のように変わります。

施設名	使用時間	休館日・休場日
安堵中央公園体育館（アリーナ・ミーティングルーム・シャワールーム・トレーニングルーム）	午前9時から午後9時まで	(1) 毎週火曜日、火曜日が祝日のときは、直後の平日
安堵中央公園多目的広場（ナイター設備有り）	午前9時から午後9時まで	
安堵中央公園テニスコート（ナイター設備有り）	午前9時から午後9時まで	(2) 12月28日から1月4日まで
安堵町民テニスコート	午前9時から午後6時まで	
安堵中央公園ゲートボール場	午前9時から午後6時まで	

● 体育施設のお知らせ ●

7月1日から、施設の使用料は次のように変わります。

■施設使用料

●安堵中央公園体育館

区 分			午前 9:00~13:00	午後 13:00~17:00	夜間 17:00~21:00
アリーナ	全 面	町内在住者	3,000円	3,000円	3,000円
		町外在住者	4,500円	4,500円	4,500円
	床面積 1/2以下	町内在住者	1,500円	1,500円	1,500円
		町外在住者	2,250円	2,250円	2,250円
トレーニングルーム		町内在住者	1回	300円	
			1か月定期	2,000円	
		町外在住者	1回	400円	
			1か月定期	3,000円	
ミーティングルーム		町内在住者	1,000円	1,000円	1,000円
		町外在住者	1,500円	1,500円	1,500円
シャワールーム	1回(3分間)		100円		

●安堵中央公園多目的広場

区 分		9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~21:00
安堵中央公園多目的広場	町内在住者	2,000円	2,000円	2,000円
	町外在住者	3,000円	3,000円	3,000円

●安堵中央公園テニスコート・安堵町民テニスコート

区 分		9:00~12:00	12:00~15:00	15:00~18:00	18:00~21:00
テニスコート	町内在住者	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
	町外在住者	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円

●安堵中央公園ゲートボール場

区 分		9:00~13:00	13:00~17:00
ゲートボール場	町内在住者	1,000円	1,000円
	町外在住者	使用不可	使用不可

●ナイター照明

区 分		金 額
安堵中央公園多目的広場	全灯1時間	3,000円
	2/3点灯1時間	2,000円
安堵中央公園テニスコート		1時間 200円

町外在住者が2分の1を超える場合は、町外在住者料金となります。

■施設付属設備器具使用料

種 類	単 位	使用料	備 考
	午前・午後・夜間各1回につき		
バスケットボール用具	1組	100円	ボールを除く
バレーボール用具	1組	100円	ボールを除く
バドミントン用具	1組	100円	羽根・ラケットを除く
インディアカ用具	1組	100円	羽根を除く
ターゲットバードゴルフ用具	1組	100円	羽根を除く
卓球用具	1組	100円	ボール・ラケットを除く
ソフトバレー用具	1組	100円	ボールを除く
ハンドボール用具	1組	100円	ボールを除く

統一地方選挙の日程

◎奈良県知事選挙

告示日 3月22日(木)
投・開票日 4月8日(日)

◎奈良県議会議員選挙

告示日 3月30日(金)
投・開票日 4月8日(日)

◎安堵町議会議員選挙

告示日 4月17日(火)
投・開票日 4月22日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

投票所

投票所名	投票所の場所	地区名
第1	安堵小学校体育館	東安堵南・柿の里・若草の里
第2	窪田中央公民館	窪田
第3	総合センターひびき	東安堵・飽波・センチュリー等 マンション・あつみ台
第4	笠目公民館	笠目
第5	西安堵公民館	西安堵・新法隆寺興人
第6	岡崎公民館	岡崎
第7	小泉苑公民館	小泉苑
第8	かしの木台集会所	かしの木台・住之江寮

〔住所を移転された方〕

4月8日に奈良県知事選挙・奈良県議会議員選挙が行われます。最近、住所を異動された方は、投票場所等が変わることがあります。平成18年12月30日以降に県内の

市町村から安堵町に転入された方は、前住所地で投票を行うこととなります。

ただし、前住所地で選挙人名簿に登録されていることが必要です。また、その際は、安堵町で発行する「居住証明書類」を提示しなければ投票できません。

期日前投票

仕事や外出等により投票日に投票所へ行けない方は、投票日の前日までに期日前投票をすることができます。

◎奈良県知事選挙及び

奈良県議会議員選挙

期日前投票期間

4月7日(土)まで

◎安堵町議会議員選挙

期日前投票期間

4月18日(水)～4月21日(土)まで

期日前投票時間

午前8時30分～午後8時

期日前投票場所

安堵町役場 2階会議室

期日前投票所

該 当 要 件

手帳の種類	障 害 等	障害等の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級・3級
	免疫機能の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう、直腸、小腸の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

☆郵便等による不在者投票
 身体に重度の障害があり投票所へ行けない方は、郵便等による不在者投票をすることができます。
 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証を持っている方で次の要件に該当する場合は、ご自宅で「郵便による不在者投票」をすることができます。

ただし、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

また、自分で記載できない方で一定要件に該当する場合は「代理投票制度」があります。

☆指定施設での不在者投票

奈良県選挙管理委員会から「不在者投票を行うことができる施設」として指定を受けている、病院や老人ホーム等に入院・入所中の方はその施設の中で不在者投票をすることができます。事前に施設の事務室等へ「不在者投票をしたい」と旨を申し出てください。

☆滞在地での不在者投票

長期の出張や旅行等で、期日前投票期間も含めて他市町村に滞在する予定の方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会での不在者投票をすることができます。

郵送等に日数を要しますので、お早めにお問い合わせください。

問い合わせ

安堵町選挙管理委員会
 (役場総務課内)

☎ 0743-57-1511

★地域安全ニュース★
強盗事件発生!!

◎平成19年2月3日(土)午前10時50分ころ、奈良県生駒郡三郷町立野南1丁目の民家で、被害者の女性の襟首をつかんで「金を出せ。殺すぞ。」等と脅して現金を奪う強盗事件が発生しました。

- ◎ 犯人
 年齢 20歳前後くらい
 性別 男性
 身長 165～170cmくらい
 体格 細身
 着衣 白色帽子(キャップ型)、紺色長袖上衣・紺色ズボン、白色マスク、白色手袋



犯人の似顔絵

- ◎ 防犯対策
 - 施錠を確実に!
 - 不用意に鍵を開けず、相手を確認!
 - 地域で誰にでも声かけ、あいさつ!
 - 見かけない自動車のナンバーチェック!
 - 事件発生時の110番通報

安堵駐在所だより

安堵駐在所 ☎・FAX 57-2603

★安全・安心な街づくり★

○子供の見守り・安全誘導

新しい学年が始まり、ピカピカの一年生もおにいちゃんおねえちゃんと一緒に通学します。地域のみなさんで見守り等をお願いします。



○地域内での安全パトロール

外出する機会が多い時期です。犯罪者を近づけないため、地域の連帯感を強めて自主防犯活動を展開しましょう。

○飲酒運転はNO!

飲酒運転は犯罪です。ハンドルキーパー運動に参加し飲酒運転を追放しましょう。

○路上駐車追放

路上駐車は、道路交通の妨げや犯罪の発生しやすい街にします。路上駐車はやめましょう。

みんなで作ろう安全安心の街

通報先 110番(警察本部)
 ☎0745-72-0110(西和警察署)
 ☎0743-57-2603(安堵駐在所)

平成19年4月から
変わります

平成19年4月1日から、70歳未満の人が入院した場合、一医療機関の窓口での支払いは自己負担限度額までとなりました。限度額は所得区分によって異なりますので、あらかじめ国民健康保険の窓口「限度額適用認定証」の交付を申請してください。この限度額適用認定証を医療機関の窓口で提示することにより、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

○ 高額療養費について

1か月の医療費の自己負担額が高くなり、法律で定められた限度額を超えると、超えた分が高額療養費として国民健康保険から払戻しされます。この払戻しの基準となります。自己負担限度額は次のとおりです。1か月の医療費がこの限度額を超えたときは、申請すると国民健康保険から払戻しを受けられます。

◆ 70歳未満の方

区分	自己負担限度額
上位所得者 (基礎控除後の所得が670万円以上)	150,000円 (83,400円) 医療費が500,000円を超えたときは、越えた分の1%を加えます。
一般	80,100円 (44,400円) 医療費が267,000円を超えたときは、越えた分の1%を加えます。
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 (24,600円)

◆ 70歳以上75歳未満の方

区分	自己負担限度額	
	外来 (個人ごと)	(入院を含めた世帯合算)
一定以上所得者	44,400円	80,100円 (44,400円) 医療費が267,000円を超えたときは、越えた分の1%を加えます。
一般	12,000円	44,400円
低所得者 (住民税非課税)	8,000円	Ⅱ※1 24,600円
		Ⅰ※2 15,000円

- ※1. 低所得者Ⅱ…同一世帯の全員が住民税非課税の人 (低所得者Ⅰ以外の人)
- ※2. 低所得者Ⅰ…同一世帯の全員が住民税非課税でその世帯の判定対象者の各所得が必要経費・控除をさし引いたときに0円となる人 (公的年金等控除額は80万円とし計算します。)
- ※()内の数字は、過去12か月間に、一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の自己負担限度額です。
- ※70歳未満の方は同一医療機関での支払いが対象となります。(同一医療機関でも各診療科、医科・歯科、入院・通院は別計算します。)
- ※一つの世帯内で、同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算して限度額を超えた分が支給されます。
- ※70歳以上75歳未満の方は、全ての医療機関での支払いを合計した額が対象となります。
- ※入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド料などは支給の対象外です。

◆ 入院したときの食事代 (入院したときは、食事代の一部を負担していただきます。)

①	一般 (②、③以外の方)	1食 260円
②	住民税非課税世帯・ 低所得者Ⅱ	90日までの入院 1食 210円 90日を超える入院 (過去12か月の入院日数) 1食 160円
	低所得者Ⅰ	1食 100円

※住民税非課税世帯の人は「標準負担額減額認定証」、低所得者Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要ですので、国民健康保険の窓口申請してください。

問い合わせ 住民課 ☎57-1511

事業主の皆様へ
労働保険年度更新の
時期です

平成19年度の労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新の手続きは、4月1日から5月21日までの間です。

労働保険(労災保険・雇用保険)に加入されている事業主の方は、この期間内に平成18年度概算保険料の確定精算を行なうとともに、平成19年度の概算保険料の申告・納付の手続きをお願いいたします。また、平成19年度から「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、すべての労災適用事業場の事業主の方に、一律1000分の0.05の「一般拠出金」をご負担いただくこととなりました。

問い合わせ

〒630-8570
奈良市法蓮町387
奈良第三地方合同庁舎
奈良労働局 総務部 労働
保険徴収室

☎0742-32-0203

4月から
平成19年度の

「学生納付特例制度」

の申請の受付がはじまります！

～ 申請はお早めに！ ～

～ 国民年金から
のお知らせ～

20歳から60歳未満のすべての人が国民年金に加入し、保険料の納付が義務付けられています。

しかし、収入がない等の理由で保険料納付が困難な場合、学生の方には、**本人の申請（所得審査があります。）**により在学期間中の保険料納付を猶予し、**社会人になってから保険料を納めることができる「学生納付特例制度」**があります。

対象となる学生

大学（大学院）・短大・高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校等
※ 夜間・定時制・通信課程の方も含まれます。
※ 各種学校においては、修業年限が1年以上であること。

所得審査

本人の前年所得が
118万円+扶養親族等の数×38万円 以下のとき承認となります。
(※ 家族の方の所得の多寡は問いません！)

承認期間

平成19年4月～平成20年3月まで

申請手続

住民課 ☎57-1511

持参するもの

① 年金手帳 ② 印鑑 ③ 在学証明書または学生証の写し
④ 失業を理由とする場合は、失業を確認できる書類

注意

保険料が未納となっている場合、その間に事故や病気で障害が残っても「障害基礎年金」が支給されない場合があります。

申請は毎年必要です！

就職したら 追納しましょう

学生納付特例承認期間は、年金受給資格期間には認められますが、年金の受給額には反映されません。10年以内であれば後から納付（追納）することができます。
将来の年金受給額を増やすためにも、必ず納めましょう。

※なお、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料額に加算額が上乗せされます。

～会社などを退職された方へ～

国民年金の加入手続きと 保険料納付をお忘れなく！

日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人は、公的年金に加入することになっています。60歳未満で厚生年金や共済組合をやめた方は、14日以内に住所地の市町村役場の国民年金担当窓口で、国民年金に加入の手続きをして、国民年金保険料を納めていただくこととなります。なお、あなたに扶養されている配偶者がいれば、国民年金の種別変更の手続きが必要となります。

保険料の納付は？

加入手続き後、社会保険庁から送付される国民年金保険料納付案内書により、毎月の保険料を翌月末までに自分で納めることとなります。

納める場所

全国の金融機関・郵便局の窓口のほかコンビニエンスストアでも納めることができます。また、インターネット（パソコン・携帯電話）を利用する方法で納めることもできます。
※保険料納付は、口座振替をご利用されると割引があり、たいへん便利でお得です。

保険料納付が困難な場合

- 保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請（※所得審査があります。）によって保険料納付が免除される制度があります。（**保険料免除制度**）
- 30歳未満の方には「**若年者納付猶予制度**」があります。
※加入と同時に申請手続きができます。

国民年金は、国が責任をもって安全・確実に運営しており、**老後は生涯にわたって老齢年金を受け取ることができます。**また、老後だけではなく、けがや病気で障害が残ったり、生活を支えている一家の働き手を亡くした場合は、**障害年金や遺族年金**があります。不測の事態に備えるためにも、未加入・納め忘れを避けなくてはなりません。

問い合わせ 奈良社会保険事務所 ☎0742-35-1370

【ファミリークラス】 場所 福祉保健センター
 対象 妊婦・家族 料金 500円（材料費など）

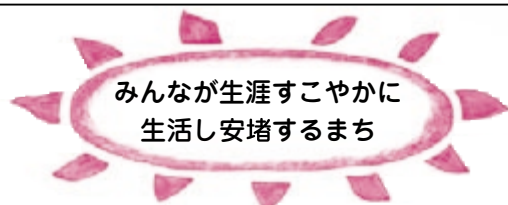
1クール	2クール	3クール
5月17日（木）	10月18日（木）	2月14日（木）
5月23日（水）	10月24日（水）	2月20日（水）
5月29日（火）	10月30日（火）	2月26日（火）
6月1日（金）	11月2日（金）	2月29日（金）

【絵本のひろば】 場所 福祉保健センター

毎月第1、3金曜日 午前10時30分～正午
主催 子育てボランティアBe-輪
 時間中は入退室自由です。親子で楽しい絵本の時間を過ごしましょう。おしゃべりしても子どもが泣いても大丈夫。11時から読み聞かせ、手遊び、紙芝居などがあります。

【ママらっこ】 場所 福祉保健センター

対象 2歳までの親子
 親子のふれあい、ママのリフレッシュ！
 原則毎月第2金曜日 午前10時30分開始予定
 （毎月の広報で確認してください。）



【健康相談】 時間 午前9時～10時30分

☆印は栄養士による相談あり

血圧測定・尿検査・体脂肪測定・健康相談・腹囲測定・開眼片足立ち	対象 住民 場所 役場ロビー 料金 無料	4月	5月	6月	7月	☆8月	9月
		5日(木)	2日(水)	5日(火)	5日(木)	3日(金)	5日(水)
10月	☆11月	12月	1月	2月	3月		
5日(金)	5日(月)	5日(水)	4日(金)	5日(火)	5日(水)		

【集団健（検）診】

受付時間 午前9時～10時・午前10時～11時・午後1時～2時（胃部X線検診は午前のみ）

	対象	料金	6月	9月
基本健康診査	40歳以上住民	800円	14日(木) 15日(金) 18日(月)	20日(木) 21日(金)
胸部X線検診		200円 喀痰検査 300円	19日(火) 20日(水) 21日(木)	*21日(金)は午前のみ
胃部X線検診	35歳以上住民	800円	*20日(水)、21日(木)は午前のみ	
便潜血反応検査(容器回収)		300円	*21日(木)のみ基本健康診査はありません。	

胸部X線検診の町内巡回はありません。

乳がん検診(マンモグラフィ視触診併用検診)	対象	料金	6月6日(水)・25日(月) 9月28日(金)	*6月6日(水)は午前のみ
	40歳以上女性	1500円		*18年度に安堵町の併用検診の受診券で受けられた方は、19年度は受けられません。

- 年間予約制です。予約がまだで受診希望の方はご連絡ください。
- 予約後の変更・キャンセルは早めにご連絡ください。
- 場所はいずれも福祉保健センター ○対象年齢は平成20年3月31日現在です。
- 70歳以上および町民税非課税世帯は健（検）診料無料になります。料金徴収時にお申し出ください。

【医療機関での検診】 受診期間 平成19年4月2日～平成20年2月29日

但し、マンモグラフィと視触診の併用検診のみ平成19年5月1日からの開始です。

子宮頸がん検診	乳がん検診	
対象 20歳以上女性 料金 2000円	対象 40歳以上女性 料金 ・視触診のみ 800円 ・併用検診 医療機関により異なります。	*受診券発行：福祉保健センター（受診券の発行は受診前に必要です） *70歳以上および町民税非課税世帯は検診料無料です。 受診券発行時 にお申し出ください。 *子宮頸がん検診・乳がん併用検診は2年に1回の検診となりますので、18年度に安堵町が実施した検診を受けた方は、19年度は受けられません。18年度に視触診のみの乳がん検診を受けた方は受けられます。 *対象年齢は平成20年3月31日現在です。

【健康づくり教室】 については、広報等で随時ご案内します。この見開きページは目につく場所に貼ってご利用ください。日程等は都合により変更になる場合があります。毎月の広報でご確認ください。

問い合わせ

福祉保健センター内健康福祉課
 ☎ 57-1591 FAX 57-1592

平成19年度 年間健康カレンダー（予定）

【乳幼児健康診査・相談】 場所はいずれも福祉保健センター

	4か月児健康診査	7か月児健康相談	10か月児健康診査	12か月児健康相談	1歳6か月児健康診査	2歳児親子歯科健康診査	3歳児歯科健康診査	3歳6か月児健康診査
4月	10日(火)			10日(火)				10日(火)
5月		8日(火)	8日(火)		①25日(金)			8日(火)
6月	26日(火)			26日(火)				
7月		10日(火)	10日(火)			④26日(木)		10日(火)
8月	7日(火)			7日(火)			⑥2日(木)	
9月		11日(火)	11日(火)		②27日(木)			11日(火)
10月	10日(水)			10日(水)				
11月		14日(水)	14日(水)					14日(水)
12月	12日(水)			12日(水)				
1月		9日(水)	9日(水)		③24日(木)		⑦17日(木)	9日(水)
2月	13日(水)			13日(水)		⑤7日(木)		
3月		12日(水)	12日(水)					12日(水)
受付時間	午後1時30分～2時	午前9時30分～10時	午後1時30分～2時	午前9時30分～10時	午後1時15分～2時	午前9時20分～*受付時間を区切り指定します	午後2時～*受付時間を区切り指定します	午後2時15分～2時35分
対象者	満3～4か月児	満6～7か月児	満9～10か月児	満12～13か月児	①H17.7.19～H17.11.25生 ②H17.11.26～H18.3.27生 ③H18.3.28～H18.7.24生 ④H17.2.9～H17.7.26生	⑤H17.7.27～H18.2.7生 ⑥H16.3.9～H16.8.2生 ⑦H16.8.3～H17.1.17生		満3歳6か月～3歳8か月児

【集団予防接種】 ポリオ予防接種 受付 午後2時～2時30分 場所 福祉保健センター

4月4日(水)・10月17日(水)	対象 生後3か月～90か月未満の児 昭和50～52年生まれの方で希望者（要申し込み）
-------------------	---

【医療機関での予防接種】

予防接種名	対象年齢	接種回数
B C G	生後3か月から6か月未満	1回
三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）	1期（初回・追加） 生後6か月～90か月未満	初回は3～8週間隔で3回接種（この間隔外で接種された場合は法に基づかない接種となりますのでご注意ください）。追加は初回3回接種後12～18か月までの間に1回行います。
二種混合（ジフテリア・破傷風）	2期 11・12歳	1回
麻しん・風しん混合（MR）	1期 生後12か月から24か月未満	1回
	2期 5歳から7歳未満で小学校就学前の1年間（いわゆる保育園・幼稚園の年長児）	1回

*1期は1歳になられたら早めに接種しましょう。
*麻しん又は風しんのいずれかにかかられた場合、MRワクチンの接種ではなくもう一方の単抗原ワクチンで接種となります。接種には単抗原ワクチンの予診票が必要となります。福祉保健センターへお問い合わせください。

○日本脳炎の対象年齢は、1期：生後36か月から90か月未満、2期：9歳～12歳ですが、現在接種が見合わせられているところです。接種を希望される場合はお問い合わせください。接種が再開されることになりましたら、広報、HPでお知らせします。

○19年度より、BCG、三種混合、MR1期予防接種については、対象年齢になられた際の接種の案内はありません。各自で計画を立てて接種してください。二種混合、MR2期予防接種については、通知します（予診票を送ります）。

大会のお知らせ

第33回軟式野球大会

日時 4月15日(日) (予備日22日)
午前8時30分集合
場所 安堵中学校運動場
参加資格 町内在住者・在勤者
受付 4月9日(月)～12日(木)
受付場所 安堵中央公園体育館

軽スポーツの集い

日時 4月28日(土)
午前9時集合
種目 ソフトバレーボール
インディアカ
フリーテニス
バウンドテニス
場所 安堵中央公園体育館
参加資格 町内在住者・在勤者・
年齢不問 親子での参加歓迎
受付 当日受付
問い合わせ 安堵中央公園体育館
☎0743-58-4011

安堵町体育指導委員主催

室内ペタンク・スリータ ツチ講習会

今年度は、室内ペタンク講習会
を新しく計画しました。体育館の
アリーナで、ペタンクを練習して
みませんか?練習の成果を発揮で
きる練習試合も計画しています。
高齢者の方とお孫さん、親子、フ
ァミリーでの参加は大歓迎です。

日時 4月28日(土)より開始

第2・第4土曜日
午後1時30分～3時30分
場所 安堵中央公園体育館
対象 町内在住者・在勤者
参加費 無料(但しスポーツ保険
代は別途必要です。)
申込み 4月9日(月)～13日(金)
までに印鑑と保険代をご持参の
上、安堵中央公園体育館窓口ま
で、お越しください。毎年保険
代が必要となりました。現在受
講されている方も再度お申込み
ください。
問い合わせ 安堵中央公園体育館
☎0743-58-4011

安堵観光ボランティア会主催

JRふれあいハイキング

いにしへの、太子道・業平道・
城下町(大和郡山市庚申堂前町)
の浪漫街道を訪ね、春風に誘われ
て田園風景を楽しみましょう。聖
徳太子にまつわる伝説に触れ、
安堵町歴史民俗資料館で勤三桜を
鑑賞し、「感動の一日」を満喫して
ください。

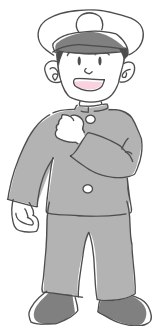
日時 4月15日(日)

午前9時30分(小雨決行)
集合 JR大和小泉駅 西側広場
参加費 700円(入館料含む)
持ち物 弁当、飲み物
解散 JR法隆寺駅 午後3時頃
総距離 約8キロメートル
☆ただ今、観光ボランティア会員
を募集中です。お気軽にお問い
合わせください。
連絡先 会長 塚崎 清彦
☎57-3571

自衛隊一般幹部候補生 募集案内

「国の防衛・災害派遣・国際貢献」
に尽くします。

受験資格 日本国籍を有する22歳
以上26歳未満の男女(平成20年
4月1日現在) 大学院修士課程
修了者は28歳未満
受付期間 4月1日(日)～
5月11日(金)
試験日 5月19日(土)20日(日)
(20日は飛行要員ののみ)
試験場 奈良市内
待遇 特別職国家公務員として、
給与・賞与を支給
申込み・問い合わせ
自衛隊奈良募集案内所
奈良市高天市町11高天飯田ビル
201
☎0742-27-5701
<http://www.mod.go.jp/pco/nara>



日常英会話講座

ニュージーランド出身の講師から、楽しく英語を学び、その文化に触れ、世界の扉をたたいてみませんか。

日程 全12回 毎週金曜日
午後2時～4時

5月	11日・18日 25日
6月	1日・8日 15日・22日 29日
7月	6日・13日 20日・27日

場所 トーク安堵カルチャーセン
ター

講師 ガレス ロックヘッド先生
(外国語指導助手)

募集 町内在住・在勤の方15名



クラフトシリーズ

身近な物で植木鉢を手作りして、季節の植物を寄せ植えするなど、様々なテーマで園芸実習します。

日程 全8回 第2・4木曜日
午後1時30分～3時

日程	内容(予定)	
5月	10日	新聞紙で作る植木鉢
	24日	水草を育てる
6月	14日	新聞紙の植木鉢へ寄せ植え
	28日	ツリシノブを作る
7月	12日	升で作る植木鉢
	26日	升の植木鉢へ寄せ植え
8月	9日	ハンギングバスケット
	23日	かご編と植え込み



クラフト園芸・実習例

場所 トーク安堵カルチャーセン
ター

講師 川勝 正枝 先生

募集 町内在住・在勤の方18名

教材費 7000円

草木染講座

自然の草木で染液を作り、身近な物に染めるといふ草木染の面白さを体験します。

日程 全6回 第2・4月曜日
午後1時30分～4時

日程	内容(予定)	
5月	14日	講義 コースター1
	28日	コースター2
6月	11日	ハンカチ1
	25日	ハンカチ2
7月	9日	ランチョン マット1
	23日	ランチョン マット2

場所 トーク安堵カルチャーセン
ター

講師 東 弘通 先生

募集 町内在住・在勤の方15名

教材費 3300円

ちりめん細工講座

美しいちりめんの布で、自分だけの「和」の袋物をつくり、日本の伝承文化に親しみませんか。

日程 全4回 毎週水曜日
午前10時～正午

5月	9日
	16日
	23日
	30日

場所 トーク安堵カルチャーセン
ター

講師 中村 多津子 先生

募集 町内在住・在勤の方10名

教材費 1500円



ちりめん細工・実習例
(花びら巾着)

ハンゲル講座

韓国から留学中の講師から、語学を通して日本になじみの深い韓国を知り、ハンゲルの発音や日常会話を楽しく学習します。

日程 全12回 毎週水曜日

午後2時～4時

5月	9日・16日 23日・30日
6月	6日・13日 20日・27日
7月	4日・11日 18日・25日

場所 トーク安堵カルチャーセン

ター

講師 チャン スヨン 先生

募集 町内在住・在勤の方15名

生涯学習講座の 申込要項

申込資格

町内在住・在勤の方

申込方法 (2つの方法あり)

①教育委員会事務局へ官製はがきを持参の上、直接、お申込

みください。

②往復はがきに必要事項を記入の上、郵送にてお申込みください。

受付期間

4月5日(木)～4月19日(木)
(土・日曜日除く)

午前8時30分～午後5時30分

受付場所

教育委員会事務局

〒639-1061

安堵町東安堵879

(トーク安堵カルチャーセンタ

ー内)

☎57-20333又は22881

備考

郵送での申込の場合は4月19日(木)の消印を有効とします。

電話による予約受付はいたしません。

注意事項

○受講定員を超えた場合は、抽選を行います。

○定員に満たない講座は、引き続き受付しますが、その場合においても、申込者が少数の場合は、講座を中止とします。

○教材費は、講座の初回に徴収しますが、納入された費用は返却できませんので、ご了承ください。

※ご記入いただいた個人情報、講座開催・運営のため以外に使用いたしません。

〔往復はがき記入例〕

※ご記入いただいた個人情報、講座開催・運営のため以外に使用いたしません。

返信 (表)	往信 (裏)	往信 (表)	返信 (裏)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>50 □□□□□□</p> <p>〈返信〉</p> <p>ご自分の 郵便番号、住所、氏名 を記入してください</p> <p>□□□□□□</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>希望講座名 郵便番号 住所 (在勤者は勤務先・所在地も) 氏名 (フリガナ) 年齢 電話番号</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>50 639-1061</p> <p>〈往信〉</p> <p>安堵町東安堵879番地</p> <p>安堵町教育委員会事務局 社会教育係 宛</p> <p>□□□□□□</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(何も記入しないでください)</p> </div>

トーク安堵カルチャー センター便り

平成19年度の作品展を下記の予定で開催いたします。多数の方々のご出品をお願い申し上げます。なお、各作品展の出品要項は前もって広報でお知らせします。

展覧会名 期間

陶芸展 平成19年5月17日(木)～5月20日(日)

書芸展 平成19年7月19日(木)～7月22日(日)

写真展 平成19年8月23日(木)～8月26日(日)

絵画展 平成20年3月13日(木)～3月16日(日)

健康ポスター入選作品



生涯学習クラブ紹介

新しい出会いと楽しい活動を通して、なかま作りや地域社会の発展に貢献をしてみませんか。

No.	クラブ名	代表者	内容紹介	学習日
1	陶芸第1 クラブA	島田てい子 ☎57-4393	個性を生かした器、皿、花器など和やかな雰囲気の中、楽しんでいます。一度のぞいてみませんか。	第1・3木曜日 午前9時～正午
2	陶芸第1 クラブB	中野 泰子 ☎57-3143	陶芸が大好きで、和やかな雰囲気の中、日常に使う食器や花器等を楽しく、作っています。初めての方大歓迎です。	第1・3木曜日 午後1時～5時
3	陶芸第2 クラブA	中島伊津子 ☎57-4591	日常使っているものを形にして自分だけの作品を作るのを楽しんでいます。興味のある方はご連絡ください。	第2・4木曜日 午前10時～正午
4	陶芸第2 クラブB	浅野 静代 ☎57-2267	日常使っているものを形にして自分だけの作品を作るのを楽しんでいます。興味のある方はご連絡ください。	第2・4木曜日 午後1時～5時
5	陶芸第3 クラブA	小城 善子 ☎57-3938	陶芸が好きで親睦を深め、鑑賞力を養い技術の向上に努めています。興味のある方気軽にご連絡ください。	第1・3金曜日 午前9時～正午
6	陶芸第3 クラブB	平井 信子 ☎57-2251	陶芸が好きで親睦を深め、鑑賞力を養い技術の向上に努めています。興味のある方気軽にご連絡ください。	第1・3木曜日 午後1時～5時
7	陶芸土曜 クラブA	伊東 和雄 ☎57-4537	互いの親睦と技術の向上、表現の研究を通じた創作陶芸により地域社会への貢献を目指して活動しています。	第2・4土曜日 午前9時～正午
8	陶芸土曜 クラブB	東 ゆかり ☎0744-32-5243	町内在住在勤の方（特に若い女性が多い）が、互いの親睦と技術の向上、表現の研究に努め、地域社会への貢献を目指して活動しています。	第2・4土曜日 午後1時～5時
9	囲碁クラブ	塩見 征夫 ☎57-3870	囲碁が好きで、囲碁に親しむことで生活に潤いを持ちたいという人たちが集まり活動しています。老若男女、棋力は問いません。興味のある方大歓迎です。	毎週土曜日 午後1時～5時
10	生花クラブ	十亀 和子 ☎57-3586	生の花を生けることによって、季節の移り変わりを楽しんでいます。	第1・3土曜日 午前9時30分～正午
11	安堵写友会	小菅 正弘 ☎57-3811	野外の自然や行事風景を撮り歩き交流を深め、カメラを楽しむ者の集まりです。写真はフィルム愛好者が主流です。	第2日曜日 午後1時～5時

No.	クラブ名	代表者	内 容 紹 介	学 習 日
12	手 描 友 禅 ク ラ ブ	吉田 茂子 ☎57-2093	下絵がありますので、初心者の方でも簡単に手描友禅に挑戦できます。	毎週金曜日 午前9時～正午
13	コ ー ラ ス あ ん ど ュ ー	池上勢津子 ☎57-2015	楽しく歌いコーラスのハーモニーを味わいませんか。童謡からポップスまで幅広く練習しており、音符が読めなくても、お気軽にご参加ください。	月曜日（月3回） 午前10時～正午
14	絵 画 ク ラ ブ	笹野 整 ☎57-2678	絵画制作が趣味で各自モチーフを持ち寄り水彩・油絵を問わず活動しています。屋外での写生も行っていますので、興味のある方はご連絡ください。	毎週月曜日 午後1時～5時
15	書 道 ク ラ ブ	伊藤三和子 ☎57-3517	書道に親しむことで生活に潤いやゆとりを持ちたい人たちが集まり活動しています。興味のある方気軽にご連絡ください。初心者の方も大歓迎です。	第2・4月曜日 午前10時～正午
16	手話サークル 葉 の 会	高木久仁子 ☎56-8662	手話を学び聴覚障害者の方々と交流を楽しんでいます。手話を知らない方、少しでも興味のある方、大歓迎です。	第1・3・4 土曜日 午後2時～4時

※内容の詳細は、各クラブの代表者に直接、お問い合わせください。

※教育委員会に登録された生涯学習クラブについては、トーク安堵カルチャーセンターの使用料の一部を補助します。登録条件等の詳細については、教育委員会事務局（☎57-2033）までお問い合わせください。



入門クラス 午前9時～10時
初級クラス 午前10時10分～11時20分
中級クラス 午前11時30分～12時50分
上級クラス 午後2時～4時

☎57-2810 溝本隆
問い合わせ

講師 時津 由希子
場所 福祉保健センター
日時 毎週火曜日
平成19年度開講式 4月10日（火）

楽しく学べるこの教室は入門から上級まで4クラスに分かれ学習します。お望みのクラスを選んで学ぶもよし、全部のクラスに出席も可能。入会前の授業参観も大歓迎。皆様のおいでをお待ちしています。

「安堵町ニイハオ倶楽部」
入会のお誘い

中国語と遊びませんか？

小学生以上大人まで誰でも参加して、試合が出来る日を月1回設けています。誘い合わせて参加してください。詳細はホームページに記載。
連絡先 ☎57-5815 栗本

一緒にハンドボールしませんか？



安堵の里ハンドボール
クラブより

日時 毎月第2・4金曜日
午前10時～正午
場所 福祉保健センター
講師 小森八重子先生
問い合わせ
笹治 ☎57-2723
松田 ☎57-2688

和紙ちぎり絵教室
入会のお誘い

練習日 <http://www18.ocn.ne.jp/~andohand/index.html>

乳幼児期の子育て

「大切なのは5歳まで」

親子関係における「絶対的安心感・基本的信頼感」が土台にあって子どもたちの心は伸び伸びと育つことをお話しました。幼い子どもが“空も飛べる正義の味方”や“魔法の使える女の子”に興味を抱き演じることに喜びを感じるのは、「自分が万能な存在である」と感じるようになるからです。この万能感は安心感が土台になってできます。そして、この万能感から「自分のことが好きになる」気持ちが芽生え育つのです。ここまでの心の育ちがだいたい5歳までの育ちです。だから、5歳までの子育ては、その人の心の発達を確かなものにするためにとても大切なのです。

ヒーローやヒロインになりきる子どもたち



では、5歳までの子育てがうまくいかなかったら、その人の人生はどうなるのでしょうか。おそらく、他の人とのかわりがうまくできなかったり、たとえ些細な失敗であっても深く傷ついてやり直せなかったりするでしょう。中には、順調に自分の人生を楽しむ人もいるでしょう。しかし、最も悲しいことは、「自分のことを肯定的に感じ考えられない」ために、ちょっとした失敗や友達とのケンカをきっかけにして学校に行けなくなったり、家から出られなくなってしまう（ひきこもり）ことがあるのです。また、コミュニケーションのとり方が苦手な子どもの中には、言葉で自分の心を伝えることがうまくできないことでストレスがたまり、暴力で自分の心を伝えることしか考えつかなくなってしまうこともあるのです。

では、やり直しができないのでしょうか。いいえ、第二反抗期の始まる15歳くらいまでなら、チャンスはあります。つまり、5歳～10歳と10歳～15歳のそれぞれの5年間においても、5歳までの心の育ちと同じように緩やかな心の育ちがあるのです。

「使う」や「動かす」という言葉は、ふつう「道具を使う、お金を使う」「机を動かす」など、モノに対して使う言葉です。

いつの頃から覚えていませんが、たとえば、入学式の準備をするのに、「クラスの生徒を使って、椅子を並べさせます。」という言葉に出会って、少し驚いたことがあります。

一般社会でも、「部長を使ってなんとかしよう。」とか、「警察を動かそう。」というような表現を耳にします。このような表現が、いつの時代から使われているのかよく分かりませんが、かつてはなかったように思います。

「広辞苑」には、「動かす」は「自分の目的にかなうように行動させる」として記載されています。「使う」はありません。「大辞林」では逆に、「使う」はありますが、「動かす」はありません。

いずれにしても、人を物のように表現する社会は、人を大切にしているとは思えないのですが、皆さんはどう感じられますか。「人材の活用」も気になる言葉です。

(文責 中川)



ていかかずら

ユルユル

学びと育ちの扉

学校教育は今…

「文化や伝統を大切にすること」

子どもたちが将来の「生き方」を考えると大切にしたいことは、一人一人が自らの拠りどころとなるものをしっかりとみつことであると考えます。そして、そのために一番大切なことは「自分のことを肯定的に感じ考えられること」ではないでしょうか。思い返してください。私たち大人は物心が付く頃から、いや、物心が付く前から、毎日の生活の中で、家族や地域の人々とのかかわりを通して、自分のことを肯定的に認めてもらった体験を重ねてきました。そして、自分の将来について深く考えるころになると、今までの経験を蘇らせながら、自らの拠りどころを作り、それを土台にして未知の世界に向かってチャレンジ（挑戦）しようとする気持ちを湧かせたと思います。

小学校では6年間の各学年で、子どもの発達に合わせて、地域の人・自然・伝統・文化との豊かなかかわりを体験させています。そして、この体験を通して子どもたちの心の拠りどころを育てています。1つ1つの体験を通して「楽しいね」「私たちの町にはこんなに温かい人がいるんだ」「私たちの町にはこんな歴史や文化や伝統があるんだ」と、子どもたちに感じ学ばせたいと願っています。学校はもちろんのこと保護者の方々も、この豊かな体験を支えてくれる地域の方々にとっても感謝しています。

地域の皆さん、ありがとうございます。そして、今後とも宜しくお願いします。

体験活動の様子

宍堵小学校3年生



稲から白いお米になるまでには、こんなにたくさんの作業があるんだね。



「おじさんが子どもの頃には、毎日1時間、唐臼を踏んでいたんだよ。」
「少しゃってるみただけで汁が出てくるね。」



灯芯を使った灯りについて、当時の暮らしの様子と合せて説明を受けている様子。



「こうやって、刃先をあててひくんだよ。」
おじさんの見事な技に、子どもたちは、くぎづけになっていました。



「なかなかうまくいかないわ。」
でも、器用に灯芯をひいている子どもが多かったです。



企画展示

◎ 瓦にみる祈りのかたち

開催中 6月30日(土)まで



鬼瓦

当町にみられる瓦製資料から、姿や込められた願いを探る展示を開催しています。ぜひご来館ください。

開館時間 午前9時～午後5時まで
(但し最終入館は午後4時まで)

休館日 毎週火曜日
観覧料 大人200円
大学・高校生100円
小・中学生50円
団体割引有

展示期間中の催し

ギャラリートーク

(職員による展示解説)

日時 ① 4月30日(月) 振替休日

② 5月3日(木) 憲法記念日

いずれも午後1時30分から
約30分

場所 当館展示室内

入館者はどなたでも参加できます。

灯芯ひき・
わらぞうり作り
体験会

当町の伝統技術、灯芯づくりと、わらを使って作るぞうり作りの体験会です。はじめての方もどうぞご参加ください。

日時 4月29日(日) 昭和の日

午後1時30分～3時30分まで

参加費 入館料が必要です。

申込み それぞれ10名まで(申込み順)

※先に館へ申込んでください。
※ぞうり作り参加の方はズボンでお越しください。

問い合わせ・場所・申込み

安堵町歴史民俗資料館
(大字東安堵1322)
☎ 57-5090 FAX 57-8895



灯芯ひき



わらぞうり作り

平成19年度
人権、行政相談日

相談日
平成19年

- 4月11日(水)、5月11日(金)、6月1日(金)、6月11日(月)、7月11日(水)、8月10日(金)、9月11日(火)、10月11日(木)、11月12日(月)、12月11日(火)
- 平成20年
- 1月11日(金)、2月12日(火)、3月11日(火)

時間 午後1時～3時

場所 役場3階会議室

人権擁護委員

安堵町には法務大臣より委嘱された次の3人の方がいらっしやいます。

- 後藤 諦二
- 山崎 泰一
- 岡田 治子

行政相談委員

- 桂木 亨子

※相談は無料で、秘密は守られます。

お気軽にご相談ください。

問い合わせ

総務課 ☎ 57-11511

健康カレンダー



こども

事業名	日時	対象	持ちもの	内容等
12 か月児健康相談	4月10日(火) 午前9時30分～10時受付	満12・13か月児	母子健康手帳 アンケート用紙	身体計測、歯科・育児相談
4 か月児健康診査	4月10日(火) 午後1時30分～2時受付	満3・4か月児	バスタオル	身体計測、医師診察、栄養・育児相談
3歳6か月児健康診査	4月10日(火) 午後2時15分～2時35分受付	平成15年9月14日～9月30日生まれの児	母子健康手帳・健康診査アンケート・尿50cc	身体計測、内科健診、栄養・育児相談
ポリオ生ワクチン(急性灰白髄炎)	4月4日(水) 午後2時～2時30分受付	満3か月～90か月までの乳幼児	母子健康手帳 予診票(記入の上必ず捺印)	生後3か月～90か月の間に6週間以上の間隔で2回

※対象者には通知します。

※場所はいずれも福祉保健センター



おとな

事業名	日時	対象	持ちもの	内容等
健康相談(役場ロビー)	4月5日(木) 5月2日(水) 午前9時～10時30分受付	町住民	健康手帳	血圧・体脂肪・腹囲測定、尿検査、開眼片足立ち

問い合わせ 福祉保健センター内 健康福祉課 ☎57-1591 FAX57-1592

health

みんなで健康

さあ！4月です
「早寝早起き朝ごはん」

4月は新しい生活をスタートさせる人も多い季節です。元気はつらつと気持ちよく過ごしたいですね。

*大事にしたい朝ごはん

朝食ぐらい……とつい思ってしまうせんか？朝食は眠っているからだに脳にスイッチを入れ午前中の仕事や学習の集中力を高め、能率をアップさせます。

*朝ごはんは何食べる？

バランスよく摂る事はもちろん大切な事ですが、今まで朝ごはんの習慣がなかった方はまず、何か口にする事から始め、慣れてきたら色んな食材を取り入れましょう。

*少し早く眠りましょう

朝ごはんを食べるには食べる時間が必要ですね。前の日、いつもより早くに寝てみましょう。

なかなか寝付けなくてもお布団に入ってみましょう。まず、早く寝る習慣をつけると朝も早く起きる事ができます。

朝ごはんを食べたら歯を磨いて出かけましょう。すっきりした気持ちで一日をスタートできます。



*家族みんなで……

規則正しい生活習慣は健やかに成長していくための基本です。子どもだけ規則正しい生活をさせようと思っても上手くいきません。

「親子一緒に早寝早起き朝ごはん」を実践しましょう。きつと親子で楽しい時間が過ごせるはずです。

本の窓

安堵町図書室
福祉保健センター 2階
☎57-1590 FAX57-1592
[利用時間] 午前10時～午後5時

図書カレンダー●は利用日

4月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

おしらせ

4月から「本の窓」が装いを新たにいたします。新着本の紹介を中心に、図書室の特集情報などをお知らせいたします。

子ども読書の日 4月23日 子ども読書週間 4月23日～5月12日

読書週間の今年の標語は「魔法の国へのパスポート」です。“おはなし会・ねこじゃらし”と“子育てボランティア・Be一輪”の皆さんが、絵本とおはなしの魔法の国へおつれします。

☆おはなし ☆絵本の読み聞かせ ☆紙しばい
☆絵かき歌 ☆おりがみ ☆ペープサート など

「つくってかわいい!さわってやさしい!」コーナー
手触りのよい布地のオモチャを作ってみませんか?

※今月は新着図書の紹介は休みます。

☆子ども読書の日『たくさん読もう、楽しく読もう。』



4月21日(土) 午前10時～午後3時

会場 福祉保健センター 2階

☆おはなしひろば

午前11時・午後2時 開演

☆絵本のひろば

午前10時～午後3時

「とびだすカードをつくろう!」(先着20名)



4月7日(土)
5月12日(土)

「小さい子の時間」(2・3歳～)

午後2時～2時20分

「大きい子の時間」(5歳～)

午後2時30分～3時

◎おはなし・絵本・紙芝居

◎場所：図書室

工作クラブ

4月25日(水)
午後4時～5時

◎場所：福祉保健センター会議室

◎道具はこちらで用意いたします。

◎無料です。
お気軽に!



ママらっこ

●4月13日(金)

「絵本とふれあい遊び」

●5月11日(金)

(託児が必要です。)

「みんなで料理

みんなで食事」

申し込みは5月2日までに

健康福祉課へ

費用 託児200円 材料費200円

持参物 エプロン 三角巾 タオル

子供用食器

協力 子育てボランティア

Be一輪

午前10時30分開始

福祉保健センター3階

絵本のひろば

子どもが泣いても、おしゃべりしても大丈夫。

絵本の読み聞かせ、手遊びは11時から

4月6日(金)

4月20日(金)

5月18日(金)

午前10時30分～正午
(入退出自由)

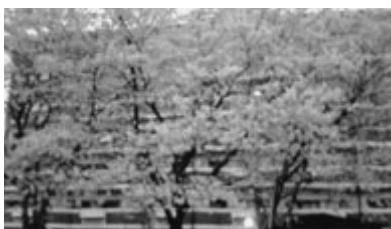
主催 子育てボランティア

Be一輪

場所 センチュ
リーアスカ
3棟 東側

午後6時～
(金)～(日)
9時

午後6時～
(月)～(木)



鮮やかに彩られた夜桜にライトアップが行われます。
日時 3月29日(木)～4月15日(日)

桜のライトアップ

ほっと安堵 朝市

雨天でも開催
しています

新鮮な野菜をより安く

安心・安全な町内の朝取り野菜を
安価でご提供します

毎週日曜 朝9時より
安堵中学校南側



■主催：ほっと安堵朝市実行委員会

■問い合わせ：役場産業課 ☎57-1511

てんいち先生



「てんいち」とは、てん(英語の10)と、いち(1)を合わせて^{テンイチ}11(毎月11日は人権を確かめあう日)という意味です。

**毎月11日は
人権を確かめあう日です**



安堵町人権・同和問題啓発活動推進本部

Kiwi Information March 2007

ガレス ロックヘッド
Gareth Lochhead

(外国語指導助手・ALT)

Kia Ora Ando town. Recently, I visited the Gekkekan sake brewery in Kyoto with the Kansai New Zealand Centre. It was a very interesting trip. We explored the brewery and learned about the history of sake making. Afterwards, we tasted three different kinds of nihonshu and some plum wine(umeshu).

Many people outside of Japan say "sake" when they mean nihonshu. It is often translated as "Japanese rice wine". I sometimes suggest to my friends in New Zealand that they try it. You can buy nihonshu in New Zealand in some liquor shops as well as in Japanese restaurants.

After the sake brewery, we went to the Fushimi Inari shrine. I had not been there before but I had heard about it. It is an impressive shrine. The hundreds of torii and the view from the mountain look great.

安堵町の皆さん、こんにちは。最近私は関西ニューージーランドセンターのみなさんと、京都にある月桂冠の酒蔵に見学に行きました。それはとても興味深いものでした。私たちは酒蔵の中を見学し、酒造りについての歴史などを学びました。そのあとで私たちは3種類の日本酒と何種類かの梅酒を試飲しました。

外国の人たちは日本酒のことを「sake (酒)」と呼びます。そしてそれは「日本の米からできるワイン」と翻訳されることが多いです。私はときどきニューージーランドの友人に、日本酒を勧めています。日本と同じように、ニューージーランドでも、酒屋で日本酒を買うことができます。

酒蔵見学の後、私たちは伏見稲荷大社に行きました。以前から噂には聞いていたのですが、伏見稲荷に行くのは初めてでした。とても印象深い神社でした。境内から見た何百もの鳥居と景色はとてもきれいでした。

担当：安堵中 松村

粗大ゴミ収集日程カレンダー

月	出す日		収集日		排出大字・箇所
	日	曜日	日	曜日	
4月	10日	火	11日	水	北・東・上窪田
	16日	月	17日	火	中・下窪田
	19日	木	20日	金	笠目
	24日	火	25日	水	岡崎
5月	14日	月	15日	火	西 安 堵
	17日	木	18日	金	東 安 堵 (南)
	24日	木	25日	金	柿 の 里
	24日	木	25日	金	若 草 の 里
	29日	火	30日	水	小 泉 苑
	31日	木	6月1日	金	新 法 隆 寺 団 地
	31日	木	6月1日	金	興 人 団 地
6月	7日	木	8日	金	か し の 木 台
	12日	火	13日	水	あ つ み 台
	14日	木	15日	金	東 安 堵
	21日	木	22日	金	東安堵マンション地区

出す時間は午後4時から午後8時までです。

なお、収集日の午前6時30分～7時まででしたら捨てていただいて結構です。
しかし、できるだけ上記の決まった日時に捨ててください。

○粗大ゴミの種類

- 家具類 ●フトン、衣類 ●プラスチック類 ●鉄類
- 電機製品類
【家電リサイクル法対象製品（テレビ・エアコン・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気洗濯機）及び家庭用パソコンなどは除く。】
- 自転車、バイク（50cc以下） ●有害物（電池・蛍光灯）、ガラス類・乾電池

○粗大ゴミ収集注意事項

- ・廃油、ガレキ、建築廃材、土砂、プロパン容器、ドラム缶、消化器、たたみ、農薬などの薬品、タイヤ、バッテリー、ペンキ、植木（観葉植物等）、木材、農機具類、サーフィンボード、大型オルガン・ピアノ（足引タイプ等）、自動車・バイクの部品、その他収集不可能と判断した物等は収集不可。
- ・50cc以下のバイク、石油ストーブ等の油は必ず抜いて出してください。
- ・ビン・缶類・雑誌等は通常のゴミ収集の日か資源ゴミ収集のあるところは開催者の指示に従い捨ててください。
- ・安堵町では粗大ゴミ収集は一般家庭ゴミのみ収集します。農機具・営業目的のゴミは収集しません。
- ・引越し等による大量処分は、ご遠慮ください。

○収集所は、各大字の役員等にお伺いください。

（ただし、千原池近くのマンション地区はセンチュリーアスカⅢ 東側千原池堤防を上った所です。）

○各箇所の住民以外捨てないでください。

問い合わせ 住民課 ☎57-1511 FAX57-1525

町のうごき（3月1日現在） ■人口 8,164人（前月比3人減）男3,972人 女4,192人 ■世帯数 3,198世帯（前月比7世帯増）